

Title	タフ・ヴェイル判決とイギリス鉄道労働運動(V)
Sub Title	The Taff Vale case and railway trade unionism in Britain (V)
Author	松村, 高夫(Matsumura, Takao)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1990
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.83, No.1 (1990. 4) ,p.63- 87
JaLC DOI	10.14991/001.19900401-0063
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19900401-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

タフ・ヴェイル判決とイギリス鉄道労働運動（V）

松村 高夫

目 次

- I 上院「タフ・ヴェイル判決」
 - 1 上院「タフ・ヴェイル判決」（1901年7月22日）
 - 2 「タフ・ヴェイル判決」に対する労働界の反応
- II 損害賠償請求と *Alfin v. Hewlett* 訴訟
 - 1 タフ・ヴェイル鉄道会社による損害賠償請求（1901年12月24日）
 - 2 ホームズに対する分離弁護の方針と A. S. R. S. 本部によるその批判
 - 3 A. S. R. S. リヴァプール支部による本部告訴（*Alfin v. Hewlett* 訴訟）
 - 4 高等裁判所ジョイス判決（1902年6月13日）と控訴をめぐる A. S. R. S. 内部の対立

I 上院「タフ・ヴェイル判決」

1 上院「タフ・ヴェイル判決」（1901年7月22日）

タフ・ヴェイルのストライキ終結後間もない1900年9月5日になされた高等裁判所のファーウェル判決は、タフ・ヴェイル鉄道会社 T. V. R. の主張を認め、労働組合も告訴の対象となることとストライキがもたらす損害に関し労働組合に有責性があることを明示した判決であった。それはたんに合同鉄道従業員組合 A. S. R. S. だけでなく、労働組合運動全体にとって弾圧的性格をもつ判決である。A. S. R. S. はただちに控訴し、同年11月21日の控訴審はファーウェル判決を覆した。労働組合は告訴されえないとした、A. S. R. S. に有利な判決を下したのである。その根拠は、1871年労働組合法のなかには労働組合を法人としている規定はないし、また、労働組合法にもとづき登録された組合が告訴したり告訴されたりする規定もない点にあるとした。この控訴院判決に対し、T. V. R. 社長ビーズリーは、最終判決として上院の判決を求める措置をとり、8カ月後の1901年7月22日、法制議員5名全員が、控訴院判決を棄却し、ファーウェル判決を復活させる判決を下した。これが「タフ・ヴェイル判決」である。その判決にもとづいて、T. V. R. は、同年12月24日、£24,626の損害賠償額を提示し要求し、約1年後の1902年12月3日—19日、高等裁判所で審議され、翌年2月23日、判決がだされ、T. V. R. の要求が認められる。こうして1903年3月23日、£23,000が A. S. R. S. から T. V. R. に小切手で支払われることになる。以下、まず1901年7月の上院の判決について検討することから本稿を始めよう。

上院ではこの訴訟は1901年7月12日、15日、16日と3日間審議され、判決は7月22日に下され

た。T. V. R. が原告であり、今回は訴訟人である。被告は A. S. R. S. であり、今回は高等裁判所や控訴院とは異なり、ベルやホームズという個人は対象になっていない。出席者は大法官 Lord Chancellor ホルズベリ卿 Lord Halsbury の他に、マクノートン Macnaghten, シェインド Shand, ジェイムズ James, ブラムプトン Brampton, リンドゥリ Lindley の5人の法制上院議員。T. V. R. 側弁護士は、サー・エドワード・クラーク Sir Edward Clarke 他計4名、A. S. R. S. 側もホルデイン Haldane 他計4名。判決日を含め4日間の審議の速記録は印刷されており、172頁から成っている。その記録によると、審議は、労働組合が1871年労働組合法で告訴の対象になりうるか否かという一点をめぐる行われたが、その審議で特に目立って新しい主張はなく、控訴審と同じ類の質疑応答がくり返されている。T. V. R. 側は、1871年法によって労働組合の財産所有権と組合員の活動が法的に保障されているのだから、当然、労働組合は告訴の対象となり、組合が会社側に与えた損害に対しても賠償する責任があると主張したのに対し、A. S. R. S. 側は、71年法によれば労働組合は法人ではないので告訴の対象にはなりえないと主張したのである。

A. S. R. S. 側の主張で控訴審のときと異なる点は、労働組合は法人でなく告訴の対象たりえないことを、1871年法の成立過程まで遡って主張している点である。

周知のごとく、1866年の「シェフィールド暴行事件」‘Sheffield Outrages’および「ホーンビー対クロウス訴訟」‘Hornby v. Close Case’の結果設立された「労働組合に関する王立委員会」Royal Commission on Trade Unions は、多数の証人を喚問し、労働組合の組織や活動を克明に記録することになったが、当初から委員の見解は対立しており、最終的には「多数者報告」Majority Report と「少数者報告」Minority Report の2種類が発表された。⁽²⁾ 「多数者報告」とは、労働組合合法化のためには、組合規約を友愛協会登録官に登録すること、しかし「好ましくない条項」を含む規約は拒否されること、また共済基金とストライキ基金を分離することを勧告したものである。これはフレデリック・ハリスン Frederic Harrison が、組合活動に極めて批判的な内容であった報告草案を、その論調が変ってしまうまで批判部分を徹底的に削除した結果の産物であった。しかも、多分に策略的であるが、ハリスンはトマス・ヒューズ Thomas Hughes とともにその報告書には署名しない。そして、別箇にリッチフィールド伯 Lord Lichfield を加えて3名で「少数者報告」を発表してしまう。「少数者報告」は、労働組合を規制する勧告を一切含まないものであり、この報告が労働組合法（1871年）の基礎となるのである。すなわち、「少数者報告」は労働組合を合法化することだけを唱え、1825年法の刑法条項を完全撤廃し、脅迫等の問題は一般刑法で処理すべ

注(1) *In the House of Lords, July 12 (First Day), July 15 (Second Day), July 16 (Third Day), July 22 (Judgment), 1901. Between T. V. R. Company (Plaintiffs), Appellants, and A. S. R. S. (Defendants), Respondents.* (MSS. 127/AS/TV/LE/6/1).

(2) 1871年労働組合法成立に関しては多数の研究があるが、W. H. Fraser, *Trade Unions and Society: The Struggle for Acceptance, 1850-1880*, 1974. は最も包括的著書。F. ハリスンについては、R. Harrison, *Before the Socialists: Studies in Labour and Politics 1861 to 1881*, 1965. がいまでは古典的著書。日本語文献では、小笠原浩一「F. ハリスン：‘団結法認’思想とイギリス‘産業民主主義’」, 山形大学ディスカッション・ペーパー, 1988年11月, 参照。

きであるとした。労働組合は「友愛組合法」により保護されるべきであり、労働組合同約はその登録官に登録されるが、登録官はいかなる規約も拒否できないというのが、「少数者報告」の骨子だった。それ以上の労働組合のたんなる合法化は、組合にとっては極めて危険であることを F. ハリソンは見抜いていた。ウェッブは「少数者報告」を、「労働契約に関する全ての特別立法の撤廃を主張した」のであり、「熟達した専門家の助言が労働運動にとって有益であった顕著な例⁽³⁾」と評価し、つぎのように書いている。労働組合の「たんなる合法化 bare legalisation は、労働組合を一般法の下におき、裁判所の絶えざるうるさい干渉に服従させることになろう。……いかなる組合員も法的訴訟を行ない、訴訟により労働組合を悩ませ、法的費用で組合を麻痺させたり、あるいは組合を破産法の適用範囲に持ち込んだりする権限をもつことの危険性は、極めて明白になった。……この困難を避けるために、ハリソンは組合基金の窃盗と詐欺からの保護に関するかぎり、労働組合を友愛組合法の下におき、一方では、さもなくば法人団体として告訴されてしまうのだが、告訴されえないという例外的な法的特権を完全に保持するという、巧妙な案を提出した⁽⁴⁾。」そして、ハリソンが作成した「労働組合の自由のための完璧な憲章」the complete charter of Trade Union liberty⁽⁵⁾ にもとづき、労働組合法が「イギリス政党政治の奇妙な皮肉の一部⁽⁶⁾」として保守党のもとで通過したのである。

このような1871年法成立の事情の故に、A. S. R. S. の弁護人ホルデイーン Haldane は、法廷でつぎのように主張した。

「事実、法（1871年）は1869年に任命された王立委員会の報告書にもとづいている。委員会では2つの異論が表明された。3つととってもよいが、大多数が採ったのが真中のコースで、それは（法律には）採用されなかった。それはサー・ウィリアム・アール Sir William Erle が委員だった有名な委員会で、トマス・ヒューズ氏、フレデリック・ハリソン氏、リッチフィールド伯による反対意見の報告がだされた。内務大臣は意図的にその反対意見の報告を法案提出のさいに採用して、こういった。『これは報告の中の少数者意見を実施する法案である⁽⁷⁾』と。」

これにつづいて、質疑が交される。

大法官——いまやあなたは危険な地帯に踏みこんでいる。

ホルデイーン——お言葉ですが、当時の政府は委員会の多数者報告ではなく少数者報告に効力を与える目的で法（1871年法）を通したということを、閣下に知ってもらいたいと思う。

大法官——あなたはかなりはずれていると思う。……

ホルデイーン——私のいいたいことの全ては、議会内ではなく議会の外で大議論があり、それが何年も続いたということである。

大法官——……私が反対している全ては、あなたが法そのものから導きだすことをしないで、そ

注（3） S. & B. Webb, *The History of Trade Unionism*, 1920 ed., pp. 270-71.

（4）、（5） *Ibid.*, p. 271.

（6） *Ibid.*, p. 272.

（7） *In the House of Lords, op. cit.*, pp. 87-88.

の議論のあれこれを政府が採用したといおうとしていることである。⁽⁸⁾

ホルデインはここでヒューズとハリスンの少数者報告をかなり長く引用しながら、こう主張する。「ここで提起されている非常に重要な問題は、より総合的な性格の法制化が、完全な法的地位に労働組合を置くために必要であるか否かである。すなわち、友愛組合法や株式会社法や同種の法に類似した完全な法律が実際に制定されるべきか否かである。その法律により統一的な規約がそれらのアソシエーションの結成、運営、廃止のために決められる。その法律により、アソシエーションは組合員を告訴したり告訴されたりしうる。……我々がかような法律を制定する時がきていないと信じる。……労働組合は本質的にクラブであり、営利会社ではないし、規制の程度はクラブのばあい⁽⁹⁾のようにすべきである。」ホルデインは「少数者報告」では、労働組合が「自発的活動」によるクラブないし「純粋に自発的なアソシエーション」⁽¹⁰⁾であり、労働組合の財産保護以上の規制をするのは望ましくないとしており、労働組合は法人のように告訴されはしないと主張する。「多数者報告」は労働組合を法人としている、しかし1871年法はかような「少数者報告」を採用したのであるから、労働組合法によれば労働組合は告訴されえないことになる、という論理を展開したのである。

ホルデインはさらに、「少数者報告」だけでなく、「標準的古典的著作」であるウェブの『労働組合史』も以上のことを記述していると主張する。(先に本稿でウェブより引用した部分である)

大法官——それは(1871年)法より前に書かれたのか、それとも後にか？

ホルデイン——法以降に書かれた。

リンドゥリ伯法制上院議員——それは労働組合に関する大変良い本である。

大法官——ウェブ氏は存命か？

ホルデイン——はい。

大法官——では、あなたはそれを権威として引用することは許されていないことをあなたに想起させねばならない。

ホルデイン——もし私とその法律問題で一つの権威としてそれに依拠しているならば、あなたのいう通りであろう。しかし、私はそれをたんに当時の歴史の要約として使用している⁽¹¹⁾のである。

判決は、1901年7月22日に下された。大法官は、冒頭、つぎのようにいった。「上院議員諸氏。この訴訟において私は判事ファーウェルの判決に全く同意見であり、それを採用することに賛成する。それを覆した控訴院の判決に、何らの満足すべき弁論をみいだすことができない。もし法律が、財産を所有でき、従業員を雇うことができ、損害を負わせることができるものを創造したならば、私が思うに、その権威者や実行者が意図的に与えた損害に対して、それを法廷に告訴する権限を与えたことを含意するものとしなければならない。控訴院の判決を覆し、判事ファーウェルの判決を

注(8) *Ibid.*, p. 88.

(9) *Ibid.*, p. 89.

(10) *Ibid.*, p. 90.

(11) *Ibid.*, p. 91.

回復することをあなたがた上院議員に提議する。」これが上院法制議員の見解を象徴している。⁽¹²⁾

つづいてマクノートン伯法制上院議員が大法官の見解を支持する意見を述べるが、その論理は一風変わっている。組合の基金は「共済目的」‘benefit purposes’と「労使(交渉)目的」‘trade purposes’のために寄託されたのであり、それは「共通基金」‘common fund’を形成するが故に、「組合執行部の誤った指示や違法な行動の結果、寡婦や孤児が被害をこうむる」というのである。さらに、⁽¹³⁾ 矛先は「少数者報告」に向けられる。「少数者報告」がストライキ基金と共済基金を分離することは「アソシエーションの自由に対する意図的侵害である」としていることを批判し、これではストライキに全ての基金を使用することを認めることになってしまうという。1871年法も75年法も財産権を有する団体が他人に対してなした悪事 wrongs に関し全く責任がないとは規定していないし、議会はかような決定はしたことなどないと主張する。⁽¹⁴⁾ これも判事ファーウェルと同一の見解である。

つぎのシェインド伯は欠席のためかれの主張は代読されたが、その主張も判事ファーウェルの「称賛すべき判決」‘admirable judgment’の1871年、75年法の解釈に賛意を表したものであり、控訴院判決については、つぎのような「論理」で批判する。控訴審では労働組合法のなかに告訴できるという規定がないことを理由に告訴そのものを否定したが、労働組合が法人とは法律で規定されていないのは、ファーウェル判事や控訴院判事 Master of the Rolls がいう通りである、と一応は認める。しかし、「控訴院判事もいうように、告訴する権利 the right to sue と告訴される責任 the liability to be sued は法により与えられるかもしれないというものも同じように明示的にあるいは黙示的に either expressly or by implication 真実である。……私はこの効果をもつ明示的の法令はないという考えに同意するが、しかし、私の見解では、組合の名において告訴する権限と告訴される責任は、明瞭に clearly かつ必然的 necessarily に法律の条項によって含意されている⁽¹⁵⁾ implied。」明瞭にかつ必然的に含意されているというのは、論理の破綻というべきであろう。

二人の判事も同様の見解を述べ、かくして法制上院議員全員の賛成により、「タフ・ヴェイル判決」⁽¹⁶⁾ が下った。論理的に破綻していきようがないが、それには関係なく、最終判決としてこの上院判決が強力に労働界に作用していくのである。

2 「タフ・ヴェイル判決」に対する労働界の反応

上院の「タフ・ヴェイル判決」がだされると、A. S. R. S. の機関誌『レイルウェイ・レビュー』*Railway Review* は、ただちに1901年7月26日、「判決の影響」と題するトップ記事を掲げ、「過去に宣告された最も重要な判決のひとつ」について、つぎのように書いた。従来も組合弾圧はなされてきたが、「しかし、タフ・ヴェイル訴訟における判決までは——その判決は控訴審で覆され、上院でいまや支持されたのだが——、労働組合が登録された名称で告訴されうるということも、ストラ

注 (12), (13) *Ibid.*, p. 166.

(14) *Ibid.*, pp. 166-67.

(15) *Ibid.*, p. 168.

(16) *Ibid.*, p. 172.

イキの過程で組合役員が犯した違法な行動の損害に対してその基金が責任があるということも、誰ひとり真剣に信じてはいなかった。⁽¹⁷⁾」また、同日の論説の欄では、こう主張している。「この問題が30年間不明確なままであったとは奇妙なことであり、ビーズリー氏自身この国の雇用者たちのお気に入りとして不朽の名をとどめるであろう。……これ（「タフ・ヴェイル判決」）は、つぎの T.U.C. が解決すべき課題である。もし、それが労働組合員を無気力から覚醒させず、政治的行動を促進しないならば、我々には驚きであろう。政治的行動なしには、その問題の解決は不可能である⁽¹⁸⁾」と。

注目すべきは、A.S.R.S. 総書記 R. ベルの反応が微妙な点である。『デイリー・クロニクル』*Daily Chronicle* のインタビューに答えて、ベルは、「判決の影響は労働組合がいままで以上に権限を中央集権化しなければならなくなるということにある」と指摘して、「無責任な組合員や下級役員が、好きなときに好きなことだけを行なうのを労働組合が許すことは、もはや不可能になるだろう。一般組合員はより服従しなければならないだろう⁽¹⁹⁾」と語っている。ベルは、この判決により、総書記ないし組合本部執行委員会に従わない、「無責任な」戦闘的行動が制御されることになるとの見通しから、一面この判決を評価しているのである。また、同じインタビューで続けてこう語った。「ベル氏は、この判決により、労働組合主義にとってある偉大なことが到達されたということに賛意を示した。なぜならば、もし組合が告訴されうるならば、組合自身が告訴することができるからである。少なくとも、これがかれの最初の印象だった。……雇用者が認めざるをえない完全な地歩を我々は獲得した。……全体としてこの判決は我々の立場を強化すると思う。その効果は非組合主義者を印象づけるにちがいないし、国中の労働組合の成長をいっそう促すことになるにちがいない。⁽²⁰⁾」

これは R. ベルの本音であり、判決により組合の中央集権化が促進され、無責任な活動家や組合員の行動をコントロールできること、また、告訴されるがまた会社側を告訴することもできることが法的にも認められたこと、この2点から判決を評価する立場である。これはもちろん、判決が労働組合のスト権を事実上奪うものとして判決の破棄を求める A.S.R.S. のなかの社会主義者たち——先の『レイルウェイ・レビュー』の主張はその例である——の見解とは対立する。ベルの考えは自らの組合の機関誌には表明できず、一般紙『デイリー・クロニクル』で表明され、『レイルウェイ・レビュー』がそれを転載しているのは、A.S.R.S. のなかの R. ベルの立場を象徴的に表わしている。ベルの捉え方は、体制内対資本交渉力増強主義ともいうべきものであり、『ファイナンシャル・タイムズ』*Financial Times* が、労働組合も告訴することができるという見解は上院の見解でもあり⁽²¹⁾と書いて、ベルの見解を支援した。ベルのような見解は、ヒュー・クレグ Hugh Clegg⁽²²⁾ がとりわけ強調し、大規模労働組合はタフ・ヴェイル判決に反対ではなかったとするものである。

一方の原告 T.V.R. 社長ビーズリーには、『サウス・ウェールズ・デイリー・ニュース』*South Wales Daily News* が判決後深夜12時近くに会見に成功している。「判決についてどう考えるか」

注 (17), (18), (19), (20) *Railway Review*, July 26, 1901.

(21) *Ibid.*, August 2, 1901.

との質問に、ビーズリーはつぎのように答えた。「我々は確かな目的をもって訴訟を開始したとい
ってよい。それはストライキの間に生じた違法な行為と我々が考えることに対して、組合に責任を
とらせるということであった。法的な点は、いま我々の好ましい方に決定された。……その判決は
完全に全員一致であり、全ての点で我々は満足している。争点に関していえば、私はいささかの疑
問ももったことはなかった。というのは、法律が、法秩序を逸脱し、国王の法令も対抗できないよ
うな団体を創ったとは、どうしても信じるができなかつたからである。」⁽²³⁾ ビーズリーのこの見
解と R. ベルの見解の間には、労働組合の有責性については半歩の差もないことは明らかであろう。

しかしながら、多くの労働組合、労働党 L. R. C. 等は、この判決に組合運動存廃の危機感をもち、
強く反発した。キア・ハーディー Keir Hardie は、L. R. C. の指導者として、「上院の判決はかつ
て労働組合主義に向けられた最も重大な一撃である」として、こう語っている。「判決は、とくに
ストライキのときに、(組合)基金を経営者の思うままにさせる。ストライキのとき、損害のインチ
キな申し立てをすることによって、基金が組合員に支払われることを禁止する仮処分を経営者はお
そらく得られるからである。労働組合はいまや議会の法律によって新しい保護を確保しなければな
らない。そして、現在の政府が政権にあるかぎり、かような希望はかなえられない。」⁽²⁴⁾

荷船建造組合総書記 W. C. ステドマン W. C. Steadman—L. C. C. は、「A. S. R. S. に対する上
院で下された判決は、私が考えるに、この国の労働組合にとって最も重大な一撃であり、結果は重
大な結末をもたらすものである。それは将来、争議のときに労働組合の半数が法廷費用のすさまじ
い請求書によって破壊されるであろうことを意味する。それ故、法改正のためにいささかも時間を
無駄にしてはならない。つぎの9月にスウォンジーで開かれる T. U. C. で(法改正のための運動が)
開始されねばならない。もしこの決定が労働者をかれの本当の地位に開眼させる手段になるならば、
善が悪から創造されることになる。」⁽²⁵⁾ このように、ステドマンも、ハーディー同様に、法改正に
よる以外に解決の方法はないことを指摘しているのである。

さらに、A. S. E. の総書記 G. N. パーンズ G. N. Barnes は、ベルのような見解を痛烈に批判す
る。「最近の判決に関していえば、過去の長い期間において最悪のことだと思う。その判決は、そ
こからは我々は保護されると期待してきた危険に我々をさらす。一方でそれに見合う利点は何も獲
得されていない。我々は法的地位を得るといわれているが、それについて私のいいうことはただ、

注 (22) H. A. Clegg, A. Fox and A. F. Thompson, *A History of British Trade Unions Since 1889*,
Vol. 1, 1964. クレグは、タフ・ヴェイル判決を何らかの意味で評価したものに、R. Bell 以外に、
Sidney Webb (*Industrial Democracy*, Introduction to the 1902 ed. etc.), J. M. Ludlow ('Labour
Notes', in *Economic Journal*, December 1901), Sir Ernest Aves (Social investigator and
writer. Chairman of first Trade Board), James Sexton (Amalgamated Union of Clothiers'
Operatives, *Monthly Gazette*, August, 1901), *Clarion*, July 27, 1901, George Barnes (Amalgamated
Society of Engineers, *Annual Report*, 1902), *The Cotton Factory Times*, September 7,
1900. があり、また T. U. C. 議会委員会もタフ・ヴェイル反対の決議はしたもの多様な見解があつ
たとしている (*ibid.*, pp. 318-21). R. ベルの見解は、R. Bell, *The Law & Trade Unions*, 1901.
に述べられている。

(23), (24), (25) *Railway Review*, August 2, 1901.

『法的地位』は法廷関係者以外には何の利益ももたらさないということである。我々は過去25年間法的地位を得てきたのだし、それ以上は必要ない⁽²⁶⁾』と。

また、「ロンドン労働組合評議会」London Trades Councilの書記 J. マクドナルド J. MacDonald は、「運動の全ての分野を代表する会議がただちに招集され、30年前に我々を保障したと考えられる権利と特権を維持する必要から行動を起すべきである⁽²⁷⁾」と主張したし、「全英炭鉱夫連盟」M. F. G. B. 副会長 W. ブレイス W. Brace は、T. U. C. 議会委員会がこの判決をとりあげ、共同行動 joint action を起すべきだと主張した⁽²⁸⁾。労働界はおしなべて「タフ・ヴェイル判決」に危機感をもったのである。

このような労働界の状況のなかで、社会民主連盟 Social Democratic Federation—S. D. F. の主張は、いささか特異であった。連盟は9月19日、タフ・ヴェイル判決を検討するため、ロンドンのメモリアル・ホールで会議を開いた。議長をつとめた H. クェルチ H. Quelch は、会議の目的は、「労働組合等の組織ができて以来この国の労働者階級運動に襲いかかった最も重大な危機の一つと見なしうるものを考慮するため」であると述べた。クェルチはつづけてこういう。「資本主義と協調するよりもむしろそれを破壊することを求めるという労働組合の目的を変更する必要がないかどうか、また、ここで1ペニー、あそこで2ペンスを得るといような目的で組合を組織するのではなく、資本に対して最後まで闘うという目的のために、国の政治機構全体を攻め落としそれを社会解放のために利用するという基礎の上にそれを行なうために、組織する必要がないかどうかを、いまや検討すべきときにきた⁽²⁹⁾。」

W. C. ステドマンのつぎの主張は、いかにも S. D. F. らしい政治闘争重視（と経済闘争軽視）の姿勢を示している。ステドマンは「タフ・ヴェイル訴訟の上院判決を歓迎した。なぜならば、それは1885年以降呑気に構えてきた労働組合主義者たちのエネルギーを覚醒させるだろうからである。上院に対する最も実際の解答は、法律の変更を試みて資金とエネルギーを浪費するのではなく、つぎの総選挙で100人の労働者議員を下院に送ることである⁽³⁰⁾。」政治闘争重視の S. D. F. が主導した1885年のロンドン失業者集会以来、冬眠していたと S. D. F. には映った労働組合運動を覚醒させ、政治闘争に向わせる好機の到来というわけである。こう捉えてタフ・ヴェイル判決を歓迎したステドマンの提案は、ひどく観念的で具体的運動をすすめるものではなく、「最近の判決の創出した状況について警告する」だけであった。この提案は可決された。ウィル・ソーン Will Thorne のつぎの提案も同様の観念的性格をもっていた。「この会議は判決のなかに、政治的経済的社会的諸問題に対処するさいのブリテンの支配階級を指導することになるだろう全般的反動精神の最初の宣言を見出す。それ故、組合のなかの労働者に完全な階級意識的政党 class-conscious political party を組織するよう労働者に呼びかける。それは集団的所有を完結する手段として政治権力の統制を獲得するためであり、労働者階級を資本主義の支配から解放するためである⁽³¹⁾。」ソーンのこの提案も

注 (26), (27), (28) *Ibid.*, August 9, 1901.

(29), (30), (31) *Ibid.*, September 27, 1901.

可決された。タフ・ヴェイル判決がストライキ闘争を麻痺させるというような視角は、経済闘争であるとして S.D.F. の考察の射程外にあったのである。

このようにみえてくると、タフ・ヴェイル判決に対して、労働者のなかに両極端の潮流があったことが判るだろう。一つは、判決が労働組合員の中央への統制を強化し、組合の有責性を明確にして「無暴な」闘争を抑えることになると期待する R. ペルのようなリブ＝ラブ派であり、いま一つは、判決が反動的である故に労働組合を経済主義から脱却させ、政治意識を高めるだろうとする S.D.F. のような政治闘争至上主義のグループである。他の労働者組織は、その中間にあって、タフ・ヴェイル判決を批判していたのである。

T. V. R. が A. S. R. S. に対して損害賠償を請求した（後述）のは1901年12月であるが、同年7月のタフ・ヴェイル判決以後、その請求がなされることは半ば公然化していたようである。1901年9月6日付『レイルウェイ・レビュー』は、T. U. C. 大会がスウォンジーでその週に開かれたことを報じたのち、つぎのように書いている。「状況がいかに重大であるかは、タフ・ヴェイル鉄道が A. S. R. S. に対して £20,000 を請求する方針であるとの『デイリー・クロニクル』紙上の予告から判るだろう。我々が得た情報によると、これは極めて過小に見積られていると思う。しかし、これが全てではない。ランカシャーで同じような方向でもう一つの行動が開始された。⁽³²⁾」そして、ブラックバーンのある企業 Banister Bro. & Moore で起った11週間のストライキに対し、北東ランカシャー雇用者連合 North-East Lancashire Employers' Association がストライキによる損害を請求しようとしていると報じている。⁽³³⁾ タフ・ヴェイル判決は、他のストライキによる損害賠償請求を誘発していたのである。

スウォンジーの T. U. C. 大会では、タフ・ヴェイル判決が主要なテーマの一つになった。大会初日に、ベン・ティレット Ben Tillet が、「この大会は、タフ・ヴェイル鉄道のピケッティング争議に関して上院が与えた最近の判決を深く憂慮し、労働組合運動に甚大な影響を及ぼす判決の凶悪な効力に反対することが必要であることを労働組合に強く訴える」と提案した。⁽³⁴⁾ つづいて J. ウォード J. Ward が、「労働組合の基金は組合が攻撃される最も弱い点である」と述べて、「その判決の重さ」を示す例として、弱小組合が £300 損害賠償を請求されている例を挙げ、「この国で生じるいかなるストライキにさいしても、労働組合に対し、この（損害賠償請求の）行動が起されることはほとんど間違いない」と指摘し、ティレットの提案をセコンドした。⁽³⁵⁾

発言者のなかで、渦中の人 J. ホームズは、ひとを鼓舞するような演説 stirring speech を行ない、T. U. C. は、労働組合の基金を保護し、同時にストライキの力量を保持するためにいかにすべきかを勧告しなければならないし、また、世間に広く宣伝しなければならないと雄弁をふるった。そのためには、まず3万～5万ポンドの基金をつくり、それにより弱小組合を守り、組合が「専制と不正に対して行なってきたストライキの偉大な力を失わないようにすべきである」と述べた。⁽³⁶⁾ テ

注 (32)～(39) *Ibid.*, September 6, 1901.

ィレットの提案は可決され、大会の1日目が終わったが、ホームズによる基金創設という主張は翌日採り上げられた。

大会2日目には、T.U.C. 議会委員会がタフ・ヴェイル判決に関する3点を提案した。第1点は、「法を侵害することなしに、また、損害に対する責任として組合基金から賠償するということなしにピケティングを実行することができるのはどの程度なのかを確認するべく、上院に試訴する権限を本大会は(T.U.C.) 議会委員会に与える」こと、第2点は、とくに弱小组合に対して判決にならって雇用者たちが反組手的原則をたて攻撃しているので、基金を創設すること、第3点は、判決に対処すべく、攻撃を受けないように労働組合の規約を至急改正するよう、大会後迅速に多くの組合と連絡をとること、以上の3点である。⁽³⁷⁾

つづいてストクトン・オン・ティーズの代議員が、2万ポンドという損害賠償を支払える組合は極めて限られているのだから、上院の決定を変更すべく上院に圧力をかけるべきであると発言したときに、R. ベルは、2万ポンドと新聞では伝えられているが、その件は未決なので深くその問題には立ち入れないと述べ、さらに裁判の開催地をめぐるT.V.R. はロンドンを、A.S.R.S. は南ウェールズのグラモルガンシャーを希望しており、いずれにするか未だ控訴院判事が決定を下していないとして⁽³⁸⁾いる。このことから、損害賠償がなされるのは時間の問題であり、審理の準備が進行中であることが判る。ベルはここでも、つぎのような微妙な発言をしている。「ベルの意見では、労働組合が上院判決以前の状態に戻るといふ望みはない。しかしながら、労働組合がなすべきことは、共済目的のための全ての基金を保護すべく労働組合法の改正を確保することである。」⁽³⁹⁾共済目的のための基金の確保であり、闘争のための基金(=ストライキ基金)ではないことに注意しておきたい。議会委員会の提案は翌日討議され、多数で可決された。⁽⁴⁰⁾

A.S.R.S. 自身の年次大会は、1901年10月1日からロンドンで開かれた。大会には、国際運輸労働者連盟 International Transportworkers Federation—I.T.F. の代表として3名が参加し、トム・マン Tom Man は、A.S.R.S. が I.T.F. に加盟しないことは弱点であると述べたあと、「代表団の目的は A.S.R.S. の大会に連盟に対する支持と支援を求めることである。資本主義の機能と組織が世界のほとんど全ての国を覆っている今日、労働者が自らの保護のために国際的組織をもつことは決定的に必要な⁽⁴¹⁾になっている」と I.T.F. への加盟を説いた。他の代表の1人である書記チェインバース Chambers は、I.T.F. はすでに10万人を組織したと述べ、世界中の運輸労働者の全てを加入させなければならないと訴えた。大会はこれについては何も決定しなかつただけでなく、時間が不足しているので挨拶することさえ反対するものもいた、⁽⁴²⁾というぐあいに、A.S.R.S. は I.T.F. への加盟にこの段階では消極的であった。

T.U.C. 議会委員会から弁護士 E. ブラウン Edmond Browne が外国から戻った直後に大会に参加している。かれは、「たとえ労働組合運動の敵どもがこれらの国の労働組合の基金を攻撃するこ

注 (40), (41) *Ibid.*, September 13, 1901.

(42), (43), (44) *Ibid.*, October 11, 1901.

とが当を得ていると考えたとしても、労働組合を助力する責任のある人材は決して枯渇しないだろ⁽⁴³⁾う」と述べて、喝采を浴びた。ブラウンはここで極めて興味ある指摘をする。すなわち、「上院判決までは、労働組合法は組合員が組合を告訴することを禁じていた。この判決が組合員にかような権利を与えるか否かは、問題が法廷にもちこまれ、判決が下されるまではいかなる法律家もいうことはできない⁽⁴⁴⁾」と。これが重要な指摘であるのは、翌年になると A. S. R. S. の支部と組合員による損害賠償をめぐる告訴 (Alfin v. Hewlett) が生じ、大問題になるからである (この点は後述)。また、組合員が組合を訴えた最も著名な事件はオズボーン訴訟 (1909年) であることは、周知のところであろう。

A. S. R. S. 大会 2 日目には、招待の宴がホルボーン・レストランで催され、国会議員サー・C・ディルク Sir Charles Dilke や *Conflicts of Capital and Labour* (1890) の著者で「レスペクタブルな急進主義者」⁽⁴⁵⁾ G. ハウエル George Howell や前記 W. C. ステドマンが招かれて、それぞれ挨拶している。

G. ハウエルは、「以前は労働組合の組合員は、起訴と犯罪の処罰によって攻撃されたが、しかしいまや組合は民事法廷において攻撃されている。悪意ある後者の側面が前者より危険ではないと確言することはできない。……上院の判決は良い法ではないが、議会によってそれを無効にするよう運動しはじめなければならない。要するに労働者立候補者の数を増すよう努力させよう⁽⁴⁶⁾」と述べた。つづいてステドマンが、ここでも上院判決に対して 50—60 名の下院議員の当選をもって応えるよう⁽⁴⁷⁾説いた。

年次大会の議事録は、タフ・ヴェイル判決については簡単な判決の経過と T. V. R. が損害賠償を請求しつつあると記録しているだけであるが、そこにはベルファーストの労働組合で生じたタフ・ヴェイル判決の再版 (Quinn v. Leatham)⁽⁴⁸⁾ について記録している。その上院判決は 1901 年 8 月 5 日、アイルランドのある組合 Belfast Journeymen Butchers' Assistants' Association が非組合員を離職に追い込んだことに対し、雇用者が契約を破棄させ損害を与えたとして組合に £200 の損害賠償の請求をしたのを認めたものである。上院の判決理由は、「その行為は不当な悪意あるものと裁判によりみなされた。すなわち、かれらは労働者としてかれら自身の利益を進める目的ではなく、原告の営業を傷つけるのが唯一の目的で共謀して行動した⁽⁴⁹⁾」ということにあった。これはタフ・ヴェイル判決により、遠からぬうちに T. V. R. から損害賠償が請求されるさい、それを認める判決になることを予示するものであった。

注 (45) F. M. Leventhal, *Respectable Radical: George Howell and Victorian Working Class Politics*, 1971.

(46), (47) *Railway Review*, October 11, 1901.

(48), (49) *General Secretary's Report to the Annual General Meeting of A. S. R. S.* (in London), October 1, 1901.

II 損害賠償請求と Alfin v. Hewlett 訴訟

1 タフ・ヴェイル鉄道会社による損害賠償請求（1901年12月24日）

T. V. R. は、1901年12月24日、A. S. R. S. に対しストライキがもたらした損害賠償として£24,626を請求した。その内訳は、第1表に示されている。

第1表 T. V. R. による損害賠償

内 訳	金 額 (£)
利潤の損失	14,500
特別支出	6,577
営業の損失	3,549
{ 営業支出 (2週間)	{ 12,506
{ 同 収入	{ 8,957
合 計	24,626

出典) *Particulars of Special Damage, delivered December 24, 1901.* (MSS. 127/AS/TV/7/LE/18/9)

このなかで、特別支出についてだけさらに詳細な表が添付されているが、その内訳の主なものを抜粋すると、第2表のようになる。

この特別支出 £6,577 の内訳をみると、まず注目されるのは、(5)新雇い人費、すなわち「スト破り」導入費用として、W. コリスン William Collison の「スト破り」供給組織「全国自由労働連合」に合計£959の支出をしていることである。グレアム・ハンター Graeme Hunter とあるのはこの組織の「募集人」であり、ハンターのスト中の「活躍」については、すでに前述したところである（前稿 (II), pp.68-72)。さらに導入した「スト破り」を維持するためのベッドの借用料や食費に£2,141も費されている。超過労働・監視労働には£1,467が費され、超過賃金は£582、また、グラモルガン警察には£306を警備費として支払っている。訴訟は会社側はイングルデュー・アンド・サンズに専ら依頼していたが、5つの訴訟費用だけで£348支払っている。つまり、「スト破り」導入の費用も警察警備費用も訴訟費用も、全て労働組合が負担すべきであるとしているのであり、ストライキにより生じた損害という概念が、いかに拡大解釈され、およそ考えうるあらゆる項目がいかに多く含まれているかが判るだろう。

この請求は、12月25日に A. S. R. S. に届いた。12月28日、組合側の弁護士は、R. アイザックス Rufus Isaacs, K. C., S. T. エヴァンス S. T. Evans, K. C., M. P., C. エドワーズ Clement Edwards, 法廷弁護士の3氏がひきつづき弁護をするよう R. ベルに勧告し、12月30日、ベルはそれを承認する旨返信した。⁽⁵⁰⁾

注 (50) Letter from Meyrick & Davies to R. Bell, December 28, 1901. (2葉の手稿) (MSS. 127/AS/TV/3/27/24), および Letter from R. Bell to Meyrick & Davies, December 30, 1901. (1頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/27/26)

第2表 特別支出 (£6,577) の内訳

主要項目	支出金額	主要支出先	支出金額
	s. d.		s. d.
(1)警察警備	£306 5 3	Captain Lindsay, Glamorgan County Constabulary	£280 13 9
(2)警察維持費	125 19 8	Mrs. Gunn, Refreshments	90 9 8
(3)超過賃金	582 18 6	Wages per Traffic Dept.	281 5 5
		Wages per Dock and Harbr. Dept.	108 10 3
		Overtime	96 15 4
		Wages per Loco. Dept.	96 7 6
(4)超過労働並びに監視	1,467 18 8	Wages per Engineers' Dept.	847 0 0
		John Williams & Sons.....Beds, &c.	531 1 9
		Wages per Carriage and Wagon Dept.	243 15 4
(5)新雇い人費	959 14 10	Graeme Hunter, Expenses connected with imported men	660 3 2
		National Free Labour Association, do.	177 3 4
		H. Buckland, do.	35 0 0
(6)広告及び印刷	289 11 4	Mason and Jacob,..... Advertising	159 6 8
		D. Duncan & Sons.....do.	49 8 0
		Western Mail Ld.....do.	45 7 0
(7)兵舎における移入労働者等の維持費、住居費、食費	2,141 10 7	Mrs. Gunn, Refreshments	882 4 5
		Howell & Coy. Beds, &c.	697 11 7
		Wages per Engineers' Dept.	413 15 4
		John Williams & Sons, Beds, &c.	221 4 3
		Wages per Carriage and Wagon Dept.	180 13 4
		P. E. Gane, Beds, &c.	59 7 6
		Cross Brothers, Beds, &c.	47 5 0
(8)訴訟費	348 16 5	Ingledeu & Sons. Cases of Intimidation, Outrage, &c.	115 6 10
		Do. Breach of Contract Summonses	100 11 1
		Do. Arthur Lewis Counsel's fees, Strike Prosecution	57 11 0
		Do. James Phillips, P'pridd Law Costs re Breach of Contract Summonses	42 0 0
		Do. C. & W. Kenshole, Aberdare. Costs re Breach of Contract Summonses	33 7 6
(9)雑費 (郵便, ミルク配達費, 諸駅の労働者維持費)	354 8 8	Conveyance of Mails	185 1 1
		Mrs. Gunn. Refreshments	84 16 4
(10)ストライキ後蓄藏された財の価値	-770 9 9		
合計	6,577 3 11		

出典) *Schedule of Special Expenses, in Particulars of Special Damages, delivered, December 24, 1901.*
(MSS. 127/AS/TV/7/LE/18/9)
£30以上の項目のみ抜粋。

この損害賠償請求は、A. S. R. S. だけでなく労働組合全般の基金を危機にさらすことは明らかだった。T. U. C. の弁護士 E. ブラウンは、1901年の最後の日に R. ベル宛に、アスキス H. H. Asquith, リード Robert Reid, ホルデイン, R. B. Haldane の3人の国会議員とも相談した結果、「タフ・ヴェイル判決の決定に鑑み、労働組合基金を保護する計画を作成することを決定した」と伝え、その作成のため多くの労働組合から規約を集めたいので、A. S. R. S. の規約も送付して欲しい旨書いた。(51) これに応じて、ベルは T. V. R. による訴状と T. V. R. から送られてきた損害賠償項目を T. U. C.

議会委員会書記宛に送り、「このなかに労働組合の行為に関するほとんど全ての点が我々に敵対して提示されているのに気づくであろう。私にはこれは議会委員会がとり上げるべき類の事件であると思われる。いずれにせよ、私は闘い抜く決意をしている⁽⁵²⁾」と書いている。だが、ベルの「闘い抜く決意」のなかには、ホームズに対する重大な決意が含まれていた。

2 ホームズに対する分離弁護の方針と A.S.R.S. 本部によるその批判

1901年12月31日、A.S.R.S. の弁護士事務所メリック・アンド・デイヴィスは、カーディフからロンドンのベル宛につぎのような重要な手紙を書いた。「ある一点について極めて重大な考察がただちになされるべきである。それは、ホームズ氏がこの件の裁判で別の separate 弁護士をたてることは賢明であるか否か、という点である。別の弁護士をたてれば、組合はホームズ氏の行動が承認されていないと主張することが可能となろう。」これは、A.S.R.S. や R. ベルの弁護士とは別にホームズ独自の弁護士をたてる「分離裁判」という形をとることによって、1900年8月19日以前のタフ・ヴェイル闘争は、A.S.R.S. 本部執行委員会の承認していない闘争なので、T.V.R. の損害賠償に A.S.R.S. は責任をとる必要はないとすることを意味していた。これは £24,626 という多額の損害賠償をつきつけられて、組合側弁護士が即座にとろうとした対応策であった。その書簡はさらに、「この件で話し合うことが双方とも多くある」ので、ベルがロンドンからカーディフにきて書簡の差出人メリックに会うよう求めている。そして、「ホームズとこの件について長時間話したが、ホームズは現在、組合の利益になるよう誘導されている⁽⁵⁴⁾」とも書いている。

この書簡を受けとったとき、すでにベルも同じように分離裁判の方向を考えていた。1902年1月2日付で、ベルは弁護士にこう返信している。「貴殿が弁護士のために分離弁護を提案した点は、すでに私も考えていた。……組合と私自身が弁護するさい、ホームズ氏と協同することは不可能であると私は理解している。8月20日に至るまでのかれの行動は完全にかれ自身の責任によるものであり、組合の規約と規則に反することである。それ故かれはかれ自身で弁護しなければならない。⁽⁵⁵⁾」ベルはカーディフに行くことを約束した。

翌日1月3日に、ベルは A.S.R.S. 本部執行委員会に、T.V.R. からの損害賠償請求について、つぎのように報告する。「それ（損害賠償）に関連する不運な状況は、ストライキにまで導いたホー

注 (51) Letter from Edmond Browne to R. Bell, December 31, 1901. (1頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/3/1)

(52) Letter from R. Bell to S. Woods, Secretary of T.U.C. Parliamentary Committee, January 2, 1902. (1頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/3/3); ブラウン宛の書簡にも同様の内容が書かれている。Letter from R. Bell to Edmond Browne, January 2, 1902. (1頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/3/2)

(53), (54) Letter from Meyrick & Davies to R. Bell. December 31, 1901. (1頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/27/27)

(55) Letter from R. Bell to Meyrick & Davies, January 2, 1902. (2頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/28/4/i)

ムズ氏の果たした役割が完全にかれ自身の責任によるものであり、組合規約に違反し、執行委員会の決定を侵害し、私の指示に対して反対した、ということにある。かような事情なので、私たちの弁護のさいには、私が執行委員会の指示により責任を負うためにカーディフに派遣される日以前に、労働者とかれ自身によってなされた行動と役割から、無関係にならなければならない。それ故、ホームズ氏は分離弁護としなければならない。⁽⁵⁶⁾ 同日、ベルはロンドンで弁護士に会い、ホームズ
の分離弁護の同意をとりつけている。

重要なことは、この時点では、当の J. ホームズも分離弁護に賛成していたことである。後述するように、ホームズは後に態度を全く転換するのだが、1902年1月8日付のホームズの手簡は、この意味で全文引用するに値しよう。この手簡は、ホームズから A.S.R.S. 会長と各執行委員に送られたものである。

「 T.V.R. 対 A.S.R.S. 1902年1月8日

ご承知の通り、この訴訟は1・2カ月内に裁判にかけられるので、組合はその弁護の準備をしつつある。争議の起源に関する組合の立場は完全に明白にされなければならないと考えられている。

その運動は労働者自身から生じ、組合規約はその点に関しては尊重されなかった。我々の組合基金の利益のために、この点は弁護のさい明確にされねばならない。

それ故私は、組合と私自身は分離して弁護されるべきであると、ベル氏と同様に感じてきた。この方針により私の態度は完全に明らかにされ、組合は擁護されるだろう。それ故私は、私自身分離して弁護するよう進めてきた。こうすることにより、私は組合の真の利益のために行動していると思うし、私の将来の地位に何ら偏見のある影響を及ぼさないよう希望する。この訴訟に勝利するのに役立つ情報の蒐集と整理にともかく最善をつくしたい。

J. ホームズ⁽⁵⁷⁾」

この手簡は、R. ベルには送られていない。執行委員の1人 A. ラスティ A. Y. Lusty がホームズからかれのところへ送られてきたのを、秘扱いでベルに同封したので、ベルの知るところとなったのである。ベルは1月24日付でラスティ宛に、「私は22日付の貴手簡と同封物を受けとった。同封のものは複写したので返送する。私が受けとった資料を厳秘で扱おうと私を信頼してよい⁽⁵⁸⁾」と書いている。しかし、後になって1902年秋の A.S.R.S. 年次大会の書記報告 *The Taff Vale Case and the Injunction* では、その手簡の全文を掲載している。⁽⁶⁰⁾ それはホームズ自身が当初「分離弁護」論

注 (56) Letter from R. Bell to the President and Executive Committee, January 3, 1902. (2頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/3/4)

(57) Letter from James Holmes (to Executive Committee), January 8, 1902. (1頁のタイプ刷—copy である) (MSS. 127/AS/TV/3/3/13/ii)

(58) Letter from A. Y. Lusty, E. C., to R. Bell, January 22, 1902. (1葉の手稿—confidential と記されている) (MSS. 127/AS/TV/3/3/13/i)

(59) Letter from R. Bell to A. Y. Lusty, January 24, 1902. (1頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/3/14)

(60) A. S. R. S., *The Taff Vale Case and the Injunction*, October 1902, pp. 44-45.

を持っていたことを証明するほとんど唯一の資料であるが故に、ベルにとってはその公表は欠かせなかったからである。

1902年2月に入っても、A. S. R. S. としてホームズを分離弁護にするか否かという問題は解決されなかった。2月18日、ベルと6名の弁護士が集まり、ホームズを分離弁護にすべきか否かをめぐって討議している。出席者は、R. アイザックス、S. T. エヴァンス、C. エドワーズ、E. ブラウン、G. リドル G. Riddle (Meyrick & Davies のロンドン営業所である Riddle & Co. の弁護士)、L. メイリック⁽⁶¹⁾ Lloyd Meyrick であった。事前にリドルとメイリックは、「ホームズを組合が弁護することはできない」とする書簡を出席した他の人々に送っており、そのなかには分離弁護にするか否かの決定はベルに任せるのか、それとも執行委員会の同意が必要であるのかを決めて欲しいと書かれていた⁽⁶²⁾。だが、その会合ではこの点について結論をだしていない。

ホームズが従来の見解を転換し、分離弁護に反対の態度をとるに至ったのはこの頃と推定されるが、その転換は3月の本部執行委員会で明らかになった。3月11日には、ホームズの強い要請の結果、かれの13日の執行委員会への出席を認める決定がなされた。13日午前9時30分に会議が開かれると、ホームズは出席して、約2時間にわたり分離弁護に反対する理由を述べた。かれは、「1900年8月19日以前のかれの行動に対して、何故組合がかれを弁護しなければならないかの理由を述べ主張した。……弁護士はかれに弁護を分離することは裁判の利益にとって最も自滅的であるといった⁽⁶³⁾」と主張した。(ベルが後日語ったところによれば、本当に弁護士がそういう助言をしたかは「書かれた証拠がない。’)ベルによれば、「私(ベル)が3週間前に開かれた協議で弁護士が語ったことを述べ、また、何故組合は、8月19日以前に会社との契約を労働者に破棄させた謀議に対していかなる責任も負うべきではないのかについて主張したところ、執行委員会はこの点を慎重に考慮した。審議は午後9時30分頃まで続いた。⁽⁶⁴⁾」

ホームズが退席し、「数時間討議が続いた」後、提案がなされ、午後9時には修正案もだされた。提案は、「……我々のオルグ書記 J. ホームズは、来たるべき裁判のさい完全に法的な保護を受けることを執行委員会が決定する」というものであり、修正案は「……ホームズ氏を組合と無関係にし、かれの分離弁護を開始するという点に関し、我々は1900年8月20日以前のホームズ氏のいかなる行動にも責任をとることはできないので、我々は総書記の行動を承認する⁽⁶⁵⁾」とするものであった。前者はホームズの分離裁判反対、後者は分離裁判賛成の立場である。夜9時頃ホームズは、「投票されるべく提案がなされる前に、それを見るのが認められるべきだ」という事前の会長宛のアピールが認められて中に入ると、つぎのような威嚇的発言をする。「もし修正案が通ったら、かれはただちにかれの弁護士にかれの弁護を中止するよう電報を打つ。つまり、かれは組合に敵対する証人になるのであり、このことにより(組合は)数千ポンドを費すことになる。もし提案の方が通ったら、

注 (61), (62) *Ibid.*, p. 45.

(63) *Ibid.*, pp. 45-46.

(64), (65) *Ibid.*, p. 46.

かれは組合の利益になる主要な証人になり、数千ポンドを救うだろう。」その夜はもう投票ができず、翌朝に延期されたが、投票の結果、提案の方が通った。かくしてベルの分離裁判の方針が否決され、A.S.R.S. 全体がホームズを弁護していくことが、本部執行委員会で決定されたのである。

この決定は、ベルを複雑な立場においた。ベル個人はホームズを A.S.R.S. 全体が財政的にも弁護していくことには反対であった。しかし、執行委員会の上記の決定により、総書記としてはホームズの弁護をしていかねばならない。ホームズを推す社会主義者たちに、本部執行委員会も押されて、リップ＝ラブ派のベルは孤立してしまったのである。分離裁判は、もともと組合弁護士メイリック・アンド・デイヴィスも主張していたことである。執行委員会の先の決定がなされると、ベルは弁護士宛にただちに3月15日付書簡を送って、「委員会は貴殿による 弁護士が与えた分離弁護に関する忠告を覆し、ホームズ氏は組合の完全な保護を受けると決定した⁽⁶⁷⁾」と書いたが、弁護士からの返信は、「ホームズの分離裁判はもちろん望ましいが、……(そうでなくとも) ホームズ氏が組合の利益になるよう行動するといっているから実害はないと我々は考える。……しかしながら、執行委員会が英知を集めた結果この決定がなされたのであるから、もちろん我々はその決定を遂行するのに全力を尽す。我々は今日、ホームズ氏の現在の弁護士に対しホームズ氏のための今後の行動は我々が行うと通告する⁽⁶⁸⁾」というものであった。組合から依頼されている弁護士としては、ホームズ弁護を組合から切り離すのが組合にとって利益になると判断していても、組合本部執行委員会の決定に従わざるをえなかったのは、むしろ当然のことである。しかし、本部執行委員会がホームズ弁護を決定したことで、組合支部が本部を告訴するという事態が発生する。これは、労働組合運動史上、前代未聞のことであった。

3 A.S.R.S. リヴァプール支部による本部告訴 (Alfin v. Hewlett 訴訟)

ホームズを擁護していくという A.S.R.S. 本部の方針に対する、A.S.R.S. リヴァプール支部の異議申し立ては、結局、訴訟にもつれこみ、A.S.R.S. 総書記と受託者がリヴァプール支部によって訴えられる (Alfin and Others v. Hewlett and Others Case) という事態に発展する。この組合内部の訴訟は、本来の A.S.R.S. 対 T.V.R. の訴訟の過程から発生してきたものであるが、以後両訴訟は複雑に絡み合いながら進行することになる。

リヴァプール第1支部からベル宛の最初の抗議の書簡は、1902年2月3日付のものである。それは、ホームズの争議中の行動は組合規約違反であるから、組合基金よりかれの弁護費用を支出する

注 (66) *Ibid.*, p. 46. Letter from R. Bell to A. McLaren, Secretary of Liverpool No.1 Branch, April 30, 1902. (2頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/10/9) がすでに4月の時点で、3月13日の本部執行委員会でのホームズの様子を詳細に書いているのは、ベルとリヴァプール第1支部との関係を示すものとして重要。弁護士からのホームズ分離弁護にすべきとの勧告書もベルは貸与している (*Ibid.*, Letter, April 30, 1902)。

(67) Letter from R. Bell to Meyrick & Davies, March 15, 1902. (1頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/28/48)

(68) Letter from Meyrick & Davies, March 17, 1902. (2葉の手稿) (MSS. 127/AS/TV/3/28/49)

ことには反対する、としたのち、「純粋に合法的な組合の事項以外に組合基金を使用するいかなる試みにも反対であり、すでにそのように使用されていたならば回収するよう、執行委員会に警告する⁽⁶⁹⁾」と書いている。これはベルにとって願ってもない見解の表明であったにちがいない。(それ故、ベルは、前掲 *The Taff Vale Case and the Injunction* のなかでそれを全文掲載している例 (p.446) にみるごとく、意図的に自説補強に利用したふしがある。)

3月13日と14日の本部執行委員会が前述したホームズ弁護の支持を決定すると、リヴァプール第1支部は4月23日付で、再びベル宛に抗議の意志表示をした支部決定を伝えた。支部書記マクラレンは、「我々の前回の会議で執行委員会の議事録を検討したところ、執行委員会がホームズ対 T. V. R. 会社訴訟に関する貴殿(ベル)の行動だけでなく弁護士の意見も逆転させたことを知って我々は驚いた。いかなる理由で執行委員会は弁護士の意見を無視したのか問い合わせるよう私は(支部組合員から)求められている⁽⁷⁰⁾」と書いた。そして、ホームズが3月13日の執行委員会に出席して意見を述べ、それが決定に作用したことに不満を表わし、オルグ書記が「今まで何回くらい執行委員会に出席したのか」、「ホームズは執行委員会の開かれるときにはどのくらいロンドンに滞在したのか」、「組合がホームズにそのための費用を出しているのか」等々と問い、全て「この問いに完全にできるだけ早く答えるよう望む⁽⁷¹⁾」と書いた。ここにはリヴァプール支部と A.S.R.S. 本部との対立が、感情的にも激しくなっていることが表現されている。

ベルはこの書簡に対する返信のなかで、「執行委員会ではこれらの事実(弁護士たちの討議はホームズ分離弁護がよいとしたこと)が委員たちに示されたのち、執行委員たちはその件に関するホームズ氏の見解をきいた。その見解はいかなる種類の法的見解も含んでいないものである。執行委員会の提案と修正案はその件についての執行委員会の感情を明瞭に示している⁽⁷²⁾」と書いている。これは執行委員会のなかでベルや弁護士たちのホームズ分離弁護論が激しい感情的対立を引き起こし、否決されたことをうかがわせる。この書簡のなかでまた、「私はホームズ氏が任命以来二三の例外を除いて、全ての執行委員会に出席したと思う。その間、他のオルグ書記は、1899年6月のオルグ書記経費問題が討議されたとき1回だけ会議に参加しただけである⁽⁷³⁾」と書いている。ここで初めて、ホームズはオルグ書記でありながら、南ウェールズにとどまらず、ロンドンの本部執行委員会に絶えず出席し、事実上本部執行委員と同等の立場にあったことが示されていることに多少意外な感をもつが、同時にベルのこの記述は、ホームズの越権行為批判でもあり、それをリヴァプール支部に通知していることの意味が重要である。ベルは総書記として中立的立場を一方では維持しながら、リヴァプール支部には支部の要求に応じて、ホームズ分離弁護に有利となる資料や情報を送

注 (69) Letter from A. McLaren to R. Bell, February 3, 1902. (2葉の手稿) (MSS. 127/AS/TV/3/10/2)

(70), (71) Letter from A. McLaren to R. Bell, April 23, 1902. (3葉の手稿) (MSS. 127/AS/TV/3/10/3)

(72), (73) Letter from R. Bell to A. McLaren, April 25, 1902. (3頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/10/5)

ったのである。それは反社会主義（反ホームズ）という点で両者が共通していたからである。

リヴァプール第1支部は4月27日、会合を開き、ホームズ弁護に組合基金を使用することに対し、それを禁止する仮処分を得ることができるかどうか、法律上の見解をきき、もしそれが可能ならば「書記はそれを効果あらしめるための必要手段をとること」を決定した。⁽⁷⁴⁾責任者として支部議長 H. アルフィン H. Alfin と支部書記 A. マクラーレンの2名の署名がある。この支部決議は4月29日、⁽⁷⁵⁾ベル宛に送付された。ベルは、折り返し、関連資料は弁護士のところにあると書き、手元にある資料の一部を送付した。⁽⁷⁶⁾その後頻繁にベルとマクラーレンの間を往復書簡が往き来する。ベルはカーディフの弁護士メイリック・アンド・デイヴィスの下にある資料について自由にその弁護士と連絡をとって構わないと書いた。⁽⁷⁷⁾マクラーレンは、「ホームズ氏が執行委員会を脅かしたことが分かる」⁽⁷⁸⁾と書き、リヴァプール支部として弁護士に資料を貸し訴訟の見通しについて相談し、弁護士は「執行委員会は超法規的 ultra virus に行動したとの示唆を与えた」⁽⁷⁹⁾と書いている。本部を告訴することは、時間の問題となった。

5月21日、ついにリヴァプール支部（およびクエイカーズ・ヤード支部）が依頼した弁護士 G. L. リンスキー George L. Lynskey（在ロンドン）は、ベルと受託者3名、すなわちヒューレット Hewlett, オールコック George W. Alcock, ピルチャー John Pilcher 宛に3月の A. S. R. S. 執行委員会のホームズ弁護の決定（決定35と36）は「超法規的 ultra virus であり、無効であり、組合規約違反である」、それ故、「組合基金をジェイムズ・ホームズなるものの弁護に使わないよう、すでにその目的に使っていたならば回収するよう」求め、もしこれが受け容れられなかったならば、「組合基金を不正使用したかどで貴殿たちに対する訴訟を起す」⁽⁸⁰⁾と書いたのである（この弁護士からの書簡も、もちろん前記の同年秋の A. S. R. S. 年次大会の書記報告で全文掲載されている）。

ベルはただちに受託者3名を本部に召集した（2名のみ出席）。しかし、執行委員会の決定に拘束されていることを確認するのみで、他に対処のしようがない。ベルはリンスキー宛に5月23日付で、こう書いた。「私と受託者は執行委員会の指示にもとづいて行動する以外の代替策を採らない。それ故我々は貴殿の要求する行動を採ることができない、と返信せざるをえない。」⁽⁸¹⁾受託者 オールコ

注 (74) Resolution, Liverpool No. 1 Branch, Meeting held at the Sfton Arms Hotel, April 27, 1902. (2葉の手稿) (MSS. 127/AS/TV/3/10/9)

(75) Letter from A. McLaren to R. Bell, April 29, 1902. (4葉の手稿) (MSS. 127/AS/TV/3/10/8)

(76) Letter from R. Bell to A. McLaren, April 30, 1902. (2頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/10/9)

(77) Letter from R. Bell to A. McLaren, May 2, 1902. (1頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/10/11)

(78) Letter from A. McLaren to R. Bell, May 1, 1902. (2葉の手稿) (MSS. 127/AS/TV/3/10/10)

(79) Letter from A. McLaren to R. Bell, May 15, 1902. (2葉の手稿) (MSS. 127/AS/TV/3/10/12)

(80) Letter from George L. Lynskey to Messrs. P. Hewlett, G. W. Alcock, J. Pilcher, Trustees, and R. Bell, General Secretary of A. S. R. S., May 21, 1902. (2頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/10/17)

(81) Letter from R. Bell to L. Lynskey, May 23, 1902. (1頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/10/20)

ックは、「正当だろうが不当だろうが、執行委員会の指示は私のゴスペルであり規則である⁽⁸²⁾」と書いている。

リヴァプール支部による告訴は避けられなくなった。5月22日付マクラーレンからベル宛の書簡は、「この法的作業は骨の折れるしごとであるが、規約尊重が全く無視されたので、何かがなされなければならぬ⁽⁸³⁾」と書いている。A. S. R. S. 本部は、告訴に対抗するために、パティンソン・アンド・ブルーアをその件の弁護人とした⁽⁸⁴⁾。リヴァプール第1支部が依頼した弁護人クロウダース・アザード・アンド・オールダムは、5月27日、告訴状を提出した。5月30日、ベルとパティンソン・アンド・ブルーアは会って相談する。この時点では、「もちろん原告（リヴァプール支部）がホームズ氏弁護のためにいかなる資金を支出することも受託者に禁止する仮禁止命令（裁判までの禁止）を求めて法廷に訴えることは充分可能であるが、しかし我々はこれが認められるとは考えていない⁽⁸⁵⁾」と楽観的であった。だが、6月4日にはポンティプール Pontypool とウィガン Wigan 支部が、リヴァプール第1支部に賛成する決定をし、6月5日にはアバデア支部がそれに続いた⁽⁸⁶⁾。

4 高等裁判所ジョイス判決（1902年6月13日）と控訴をめぐる A. S. R. S. 内部の対立

Alfin v. Hewlett Case の裁判は1902年6月13日、高等裁判所で判事ジョイス Mr. Justice Joyce の下で開かれた。原告は A. S. R. S. のリヴァプール支部とサウスポート支部を代表して、ヘンリー・アルフィン Henry Alfin 他3名、被告は A. S. R. S. の受託者 P. ヒュウレット P. Hewlett 他2名と総書記 R. ベルの計4名である。すなわち、A. S. R. S. 本部（の受託者と総書記）が、2つの地方支部によって訴えられたのである。訴状は、1902年3月10日の A. S. R. S. 本部執行委員会のホームズを組合が弁護するとの決定は無効であること、したがって、組合基金からのホームズ弁護のための支出を禁止することを求めたものである⁽⁸⁷⁾。それ故、R. ベルは A. S. R. S. の総書記として被告の立場におかれたが、本音は原告の訴状に賛成し、ホームズを弁護しないという立場にたったのである。

原告は、1900年8月19日以前のホームズが指導したタフ・ヴェイルの闘争は本部の承認を得てい

注 (82) Letter from George W. Alcock to R. Bell, May 23, 1902. (2葉の手稿) (MSS. 127/AS/TV/3/10/21) G. W. Alcock は、*Fifty Years of Railway Trade Unionism*, 1922. の著者である。

(83) Letter from A. McLaren to R. Bell, May 22, 1902. (3葉の手稿) (MSS. 127/AS/TV/3/10/22)

(84) Letter from R. Bell to G. J. Linsley, May 27, 1902. (1頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/10/26): Letter from R. Bell to Pattinson & Brewer, May 27, 1902. (1頁のタイプ刷) (3/11/2): *Writ*, 1902, No. 818, May 27, 1902. (2葉の手稿) (3/11/5)

(85) Letter from Pattison & Brewer to R. Bell, May 30, 1902. (2頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/11/4)

(86) Telegram from A. McLaren to R. Bell, July 4, 1902. (MSS. 127/AS/TV/3/10/30): *Ibid.* July 5, 1902. (3/10/32)

(87) *Writ*, 1902 A. No. 818. *Between Henry Alfin and Alexander McLaren, plaintiffs, and Peter Hewlett, George W. Alcock, James Pilcher and Richard Bell, Defendants.* May 27, 1902. (2葉の手稿) (MSS. 127/AS/TV/3/11/5)

ない行動である故、その弁護のために組合基金を支出することはできないと主張した。被告側は弁護士ヤンガー Younger が論陣を張った。「ホームズを弁護することは、組合にとって決定的に重要である。なぜならば、もしかれが支援されないとすると、かれは弁護を放棄するかもしれない。そして、もしかれの行動が違法であることが原告によって確立されたならば、原告は組合に責任があると主張するだろう。……この観点から、支払いは組合に関係のない行動をした個人に対してでなく、その人の弁護の成功が組合にとって決定的である人を弁護するためになされるのである。」⁽⁸⁸⁾ それ故ホームズへの支払いを合法とする規約は示す必要はないと主張した。

判事ジョイスは、組合規約を詳細に検討する必要があるとして、判決を6月17日に延期した。結局、判決は全面的にリヴァプール支部の訴えを認めたものとなった。R. ベルは敗訴したが、それは望んでいたところでもあった。ベルはその日会長と執行委員宛に、「判決は非常に長いものであり、私は今週の『レイルウエイ・レビュー』に掲載させるようアレンジしているので、貴殿は金曜日に全文をみることができよう。判事はリヴァプール第1支部とサウスポート支部が求めた禁止を認めたものである。私は今日この判決を尊重するようカーディフの弁護士に指示する(傍点——引用者)⁽⁸⁹⁾」と書いた。執行委員会の方針が裁判で否定されて、内心よろこんだベルは、執行委員会がつぎにどう行動すべきかについて判断を下さず、「今後、この件でどのような行動がとれるのか私は分らない。もちろんもし私が見解の表明を求められても、T. V. R. 判決の利益のために沈黙を守ることがよいだろう⁽⁹⁰⁾」と書いている。リヴァプール第1支部は、6月18日に2通の電報をベル宛に打ち、圧力をかけている。1通は、1時30分リヴァプール発で、'Will you instruct your solicitor to accept yesterday's judgment as trial of the action to save further litigation & expense wire reply McLaren'⁽⁹¹⁾とある。つまり、ベルの弁護士に昨日の禁止命令の仮処分を、さらに告訴し費用がかかるのを節約するために本裁判とみなして受諾するよう指示することを依頼しているのである。奇妙にはみえるが当然のこととして、今度は一体リヴァプール第1支部の訴訟費用は誰が支払うのか(訴えられている A. S. R. S. 本部か、訴えている支部か)、組合本部が支持していない支部の行動に対して組合基金から支払うことができるのか(訴訟はまさにそのことをめぐってなされたのだが)、という問題が生じつつあった⁽⁹²⁾。これ以上、支部としては費用をだしたくはなかったのである。もう1通の電報は5時30分リヴァプール発で、'Present judgment only interim & must be made absolute

注(88) *Railway Review*, June 20, 1902. ここには判決全文が掲載されている。R. ベルにとって都合の悪いこの主張は、ベルの報告 *The Taff Vale Case and the Injunction*, October 1902. では登場しない点に注意。

(89) Letter from R. Bell to the President and Executive Committee, June 17, 1902. (1頁のタイプ刷)(MSS. 127/AS/TV/3/10/38) 実際のベルからの弁護士 Pattison & Brewer 宛の書簡(MSS. 127/AS/TV/3/11/13) (1頁のタイプ刷)に、「……法廷の命令に従うことが判るだろう」とある。

(90) Letter from R. Bell to W. G. Loraine, President, June 18, 1902. (1頁のタイプ刷)(MSS. 127/AS/TV/3/10/40)

(91) Telegram from A. McLaren, Liverpool No. 1 Branch, to R. Bell, 1:30 p. m., June 18, 1902. (MSS. 127/AS/TV/3/10/49)

(92) Letter from J. Brodie to R. Bell, June 18, 1902. (2葉の手稿)(MSS. 127/AS/TV/3/10/46)

unless you accept judgment as absolute and so save a trial if so wire MacLaren'⁽⁹³⁾ とある。ここでも仮禁止命令を最終的な判決と受諾し、本裁判を回避するよう求めている。

ベルが執行委員会で討議することを避けたのに対し、A.S.R.S. 会長 W.G. ローレイン W.G. Loraine は、この判決を検討すべく臨時の執行委員会を開くようベルに提案し、⁽⁹⁴⁾ 委員会は6月22日に開かれることになった。弁護士ヤンガーの意見書が、討議の指針として示された。その意見書は、「私の見解では、現在の証拠によってできえも、控訴審では、この訴訟で判事ジョイスが採用したのとは異なる見解になる可能性がある⁽⁹⁵⁾」とし、控訴するのであれば執行委員たちによる口供書なしには勝訴することはできないと述べ、その口供書は組合と組合員双方の利益のためにホームズの費用を支払うとするものでなければならないとした。しかし同時にヤンガーは、「組合の利益のためには、タフ・ヴェイル会社との係争中の訴訟を顧慮すると、判事ジョイスの決定の再審を得る努力をすることが望ましいか否かは、もちろん執行委員会が考えるべきことである⁽⁹⁶⁾」とも述べていた。組合本部にとって困難な点は、この組合支部の本部に対する訴訟だけに取り組んでばかりはいられない、それ以上に T.V.R. との本来の訴訟が係争中である、という点にあった。しかし本来の訴訟の過程で、組合内部の訴訟が生じてきたという現実が、解決をいっそう複雑かつ困難にしていた。こうしたなかで、本部執行委員会は、ヤンガーの意見書に沿って禁止命令に対し控訴する方針を決める。さらに執行委員会がとる行動は組合員の最大の利益になるというのが我々の見解であるとの口供書を書くということも付した。ベルは執行委員会の決定を弁護士に伝え、控訴の準備がなされる⁽⁹⁷⁾。各執行委員の口供書をヤンガーが書き、執行委員に署名を得るために送られた。ラスティ、スマス、フィップスの3名の執行委員は口供書への署名に不賛成であった。再度執行委員会が開催される必要が生じた⁽⁹⁸⁾。ベルは6月30日からストックホルムの国際会議にでていてそのあと休暇をとり不在であったが、副書記ガリティー Garrity がゲーテンブルクにいたベル宛に電報で指示を仰いだところ、ベルは開催される会議に責任はとらないと返信してきた⁽⁹⁹⁾。執行委員会は副書記ガリティーの決断⁽¹⁰⁰⁾で7月13日に開かれた。委員の5名だけが口供書に署名し、他の者は自宅へ戻ってから署名する

注 (93) Telegram from A. McLaren to R. Bell, 5:30 p.m., June 18, 1902. (MSS. 127/AS/TV/3/10/50)

(94) Letter from W.G. Loraine, President, to R. Bell, June 17, 1902. (1葉の手稿) (MSS. 127/AS/TV/3/10/39), および Letter from R. Bell to W.G. Loraine, June 18, 1902. (2頁のタイプ刷) (3/10/44)

(95), (96) *Railway Review*, June 27, 1902.

(97) Letter from R. Bell to Pattinson & Brewer, June 23, 1902. (2頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/11/16, 17)

(98) Letter from E. Garrity, Assistant Secretary, to W.G. Loraine, July 9, 1902. (1頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/10/61)

(99) Telegram from E. Garrity, at London, to R. Bell, at Goethenburg, Germany, July 10, 1902. (MSS. 127/AS/TV/3/10/65): Telegram from R. Bell at Goethenburg, to E. Garrity, July 11, 1902. ベルの通信は、'I cannot undertake any responsibility for calling meeting of executive if president want one he must state so definitely Bell' というものだった (*ibid.*, July 17, 1902.)。

(100) Letter from E. Garrity to R. Bell, July 12, 1902. (1頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/10/76)

ことになった。委員会はベル不在のため執行委員会とはせず、議事録もとらないこととした。⁽¹⁰¹⁾ E. ブラウンも出席し、*Alfin v. Hewlett* の控訴をしないことを勧めた。⁽¹⁰²⁾ しかし、いくつかの変更がなされた口供書は、つぎのようになり、ホルマン Holman を除いて、全員の執行委員が署名した。「当該訴訟におけるホームズ氏弁護の費用を支出することにより組合の最大の利益が守られると私はその時も信じていたし、いまもなお信じている。ホームズ氏がストライキ中に執行委員会に代ってではなく、かれの個人的能力で時々行動したことが裁判で明らかになるうとも、⁽¹⁰³⁾ である。」帰国したベルは、執行委員が支部に状況を不正確にしか伝えていない故にこのようなホームズ支持のための控訴署名に至ったと考え、弁護士を通して E. ブラウンの声明を得た。その声明は、「この訴訟が T. V. R. 対 A. S. R. S., ベル, ホームズ訴訟に及ぼす重要性に鑑み、私は全体状況を注意深く考察した結果、A. S. R. S. だけでなく労働組合運動全般の利益はこの控訴をしないことによって得られるとの明白な見解をもつに至った」と述べ、⁽¹⁰⁴⁾ ホームズ分離弁護を主張している。因みにブラウンは本訴訟の方の弁護士でもある。

ベルはまたメリック・アンド・デイヴィスにも仮禁止裁判の速記録を送って意見を求めたが、C. エドワーズの意見書は、「判事ジョイスの決定は妥当なものであり、それ故それを覆させる機会は大きくはない、というのが私の意見である」というものだった。⁽¹⁰⁵⁾ そして、組合と執行委員会がジョイスの判決に対し控訴しないよう助言している。この意見書には A. クレメント・エドワーズの署名しかなかったため、ベルは、タフ・ヴェイル裁判担当の弁護士ルーファス・アイザックス Rufus Isaacs と S. T. エヴァンス S. T. Evans も同じ見解かと問い合わせたところ、かれらも同じ意見であるとする返信には、「いかなる訴訟もタフ訴訟の裁判に影響を及ぼすので、全ての弁護士は全く望ましくないことであると考え」と、その理由が記されていた。ベルにとっては百万の援軍を得たようなものだった。かくして、⁽¹⁰⁶⁾ ベルやブラウンなどの本訴訟の弁護士が控訴に反対するなかで、⁽¹⁰⁷⁾ 7月1日、本部執行委員会は署名を揃えて控訴した。再び対立が生じた。

一方、リヴァプールの書記マクラレンは非公式の「執行委員会」の状況をベルに問い合わせたが、ベルはそれが開催されたときは不在であり、責任はない、議事録もないと答えた。そして、「執

注(101), (102) Letter from E. Garrity to R. Bell at Hamburg, July 14, 1902. (2頁のタイプ刷)
(MSS. 127/AS/TV/3/10/77)

(103) A. S. R. S., *The Taff Vale Case and the Injunction*, *op. cit.*, pp. 52-53. Cf. Letter from J. T. Hart to Pattison & Brewer, July 18, 1902. (2頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/11/39)

(104) *Opinion, In re Appeal in the Case of Alfin & Others v. Hewlett & Others.* (1頁のタイプ刷)
(MSS. 127/AS/TV/3/11/19)

(105) *Opinion, In the High Court of Justice, Chancery Division, Mr. Justice Joyce, Alfin and Others v. Hewlett and Others*, signed by A. Clement Edwards, July 10, 1902. (4頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/29/38)

(106) Letter from Meyrick and Davies to R. Bell, August 6, 1902. (1葉の手稿) (MSS. 127/AS/TV/3/29/60)

(107) Letter from Pattinson & Brewer to R. Bell, July 1, 1902. (1頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/11/22)

行委員会は私を監督するものであるから、委員たちはかれら自身の行動に責任を負っているし、また負わなければならない」と書き、禁止命令の仮処分を支持し、ホームズ分離弁護を主張するために、「執行委員の何人かの誤った言明の例も含む、事態の全ての完全かつ明瞭な声明をいま準備している。これは年次全国大会の代議員に呈示するよう間に合わせたい」とも書いている。⁽¹⁰⁸⁾これが1902年10月の A. S. R. S. 年次全国大会で発表される *The Taff Vale Case and the Injunction* である。

リヴァプール支部は、さらに、追い打ちをかける。6月17日の判決に対する対応策を練るために開いた2回の本部執行委員会は経費の浪費である、**£50**もそのために使われているという噂があるが、⁽¹⁰⁹⁾真実か、と問うたのである。ベルはそれに対して、13名の執行委員が全国からロンドンの本部まできた費用として、6月22日の分は**£55 13s. 2d.**、7月13日の分は**£56 9s. 10d.**であったと公表し、ただし自分にはこの執行委員会開催には責任がないと返信している。⁽¹¹⁰⁾ホームズ弁護のための法廷費用を出すなどというだけでなく、そのことを論議する執行委員会の開催にかかる費用まで批判していることから、リヴァプール支部等と本部の対立の深刻さが読みとれる。この対立の背後に、社会主義者ホームズを弁護すべきか否か、という問題が潜んでいたことは、改めていうまでもないだろう。

控訴審は1902年8月11日に開かれた。判事はヴォン・ウィリアムズ **Mr. Justice Vaughan Williams** とマッシューズ **Mathews** の2名。口供書の提出が遅れ、検討のための時間が欲しいとのリヴァプール支部側の要望により、⁽¹¹¹⁾8月24日まで延期された。この時までには、執行委員の3人が総書記ベルの主張（3月の修正案の方）を支持し、2人はホームズ弁護を支持した。ベルは自らの弁護士に8月5日に、「**T. V. R.** 裁判に不利になるような議論がこの控訴審でなされぬよう貴殿に要請したい」と書いていたし、⁽¹¹²⁾8月11日には、個々の執行委員は権限を持たないのでかれらの指示ではなく、⁽¹¹³⁾ベルの指示だけに従うよう書いている。

判決がなされないままに、A. S. R. S. のスウォンジーにおける年次大会が開催される日が近づいてきた。あるいは、年次大会での決定ができるまで、判決を延期するという交渉があったのかもしれない。ベルは大会に向けて周到な準備を行ない、総書記報告として、**Alfin v. Hewlett** の控訴を取り下げ、ホームズ分離弁護をするべく、膨大な資料をもとに80頁の小冊子を作成した。それがしばしば触れた *The Taff Vale Case and the Injunction* である。

10月2日のスウォンジー大会は、A. S. R. S. の第30回目の大会に当り、市内のアルバート・マイ

注(108) Letter from R. Bell to A. McLaren, August 11, 1902. (2頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/10/91)

(109) Letter from A. McLaren to R. Bell, August 18, 1902. (1頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/10/92)

(110) Letter from R. Bell to A. McLaren, August 11, 1902. (3頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/10/91)

(111) Letter from R. Bell to Pattinson & Brewer, August 14, 1902. (1頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/11/38)

(112) *Ibid.*, August 5, 1902. (1頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/11/30)

(113) *Ibid.*, August 11, 1902. (1頁のタイプ刷) (MSS. 127/AS/TV/3/11/36)

ナー・ホールで開かれた。当日は曇天だったが、雨は降らなかった。ベルは先の小冊子にもとづいて、大会代議員につきのことを求めた。「この大会がなさねばならないことは、この組合と労働組合全体の利益にとって最良のを見出し決定することである。すなわち、(a)ホームズ氏を組合として弁護するのか、それとも弁護しないのか、(b)ストライキに至る8月19日以前の全ての事実と状況に関し完全な知識をもったとき、1901年12月31日付弁護士の書簡に対する返信である1月1日付の私の書簡の弁護士への指示のなかで、分離弁護を示唆していることが正当化されるか否か、で⁽¹¹⁴⁾ある」執行委員会の1902年3月の決定(=ホームズ弁護の決定)を否定し、ベルの最初から抱いていたホームズ分離弁護の方針を、年次大会で承認させようとする意図は明白だった。結局、大会は「控訴することによって何ら有効な目的は達せられない」と決定した。⁽¹¹⁵⁾かくして、ホームズの控訴は取り下げ、組合として支援しないことになったのである。その結果を受けて、10月24日、法廷から正式に控訴を取り下げる手続きをとった。⁽¹¹⁶⁾大会ではまた、今後は本部が承認しないストライキには責任をとらないことも決定事項に含まれていたことにも、注意しておきたい。組合の有責性を認めるというベルの方針が、承認されたことを意味するからである。

しかし、大会の決定によりホームズは支援されないことになったかということ、そう事態は単純には推移しなかった。大会議事日程にはなかったことであったが、「ホームズ氏のタフ・ヴェイル訴訟に関する地位を考えて、我々は弁護基金 defence fund に自由に liberally 寄付するよう組合員に強く勧める」という決定を、賛成多数で可決してしまったのである。こうして、ホームズは組合基金からではなく、組合員個人の寄付で裁判を闘うことになったのである。10月17日付『レイルウェイ・レビュー』は、「ホームズ弁護基金」について一面を使って、つぎのように書いている。

「おそらく先週スウォンジーで開催された年次大会で到達した最も関心の強い、ただちに重要となる決定は、タフ・ヴェイル訴訟の来たるべき裁判におけるホームズ支援のための A. S. R. S. の基金の使用を禁止した判事ジョイスの禁止命令に対し、控訴を取り下げることであった。その決定は多数で決った一方で、ホームズが弁護するのを可能にするために必要な基金を提供するために何かがなされるべきであると感じられた。会議は任意の寄金をアピールすることを認める決定をし、そのアピールはすでになされている。その支出に見合うために自由に寄金することを組合員に求める決議がなされた。約£700 がさらに必要であり、金は迅速に集めなければならない。⁽¹¹⁷⁾」「ホームズ弁護基金」と本訴訟をめぐるその後の展開は、次稿の課題である。(統)

(経済学部教授)

注(114) A. S. R. S., *The Taff Vale Case and the Injunction*, *op. cit.*, p. 56.

(115) *Decision of Annual General Meeting of A. S. R. S.*, October 6, 1902, p. 4. なお、この年次大会の全体については、*Railway Review*, October 10, 1902. が報じている。

(116) Letter from Pattinson & Brewer to R. Bell, October 10, 1902. (1頁のタイプ刷)(MSS. 127/AS/TV/3/11/46): *Ibid.*, October 24, 1902. (1頁のタイプ刷)(3/11/47)

(117) *Railway Review*, October 17, 1902.